

(各教育事務所長経由)

2 教健第 9 5 0 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策について (依頼)

このことについて、福島県新型コロナウイルス重点対策期間が令和 3 年 5 月 9 日 (日) まで延長されたこと、さらに県立学校においてクラスターが発生したことを踏まえ、別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたので、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるとともに、改めて学校における感染症対策を徹底するようお願いします。

(事務担当	義務教育課	主幹	西牧	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2)
(高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、福島県新型コロナウイルス重点対策期間が令和 3 年 5 月 9 日（日）まで延長されたこと、さらに県立学校においてクラスターが発生したことを踏まえ、下記により改めて学校における感染症対策の徹底をお願いします。

記

- 1 学校における基本的な感染症対策について
 - (1) 健康観察の徹底
 - ① 体調チェックシート等により体調の確認を徹底すること。
 - ② 体調不良時の対応について、迅速な報告を含め、校内体制の構築を図ること。
 - ③ 体調不良者に対しては、必要に応じてかかりつけ医または受診・相談センターへの相談をすすめること。
 - (2) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
 - (3) 昼食時の感染リスクを考慮した対策を講じること。
 - (4) 差別や偏見の防止のための指導を徹底すること。
 - (5) 新入生・転入職員等の状況の把握
 - ① 緊急事態措置が解除された 1 都 3 県及び宮城県、山形県などの感染拡大地域（以下、「感染拡大地域」とする。）からの転入や帰省した者については、健康観察を徹底すること。
 - ② 海外からの帰国者については、政府の要請に基づく入国後 2 週間の自宅等での待機を経た上で、健康状態に問題がないことを確認すること。
- 2 部活動や対外的な交流について
 - (1) 感染拡大地域への遠征等は控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
 - (2) 健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理をせず療養すること。
 - (3) 活動後、下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用すること。
 - (4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施すること。
 - (5) 活動場所や備品等の清掃及び消毒を実施し、衛生的な環境を保持すること。
 - (6) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めること。
- 3 家庭における基本的な感染症対策について
 - (1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行うこと。
 - (2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底すること。
 - (3) 家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけること。
- 4 連絡体制について
保健所、学校医、担当課等への連絡体制を確認しておくこと。

（事務担当	高校教育課	主幹	箱崎	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	赤坂	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	佐藤	電話	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）